

平成29年度 両立支援等助成金 ①

1. 出生時両立支援コース

男性が育児休業を取得しやすい職場風土作りの取組を行い、男性に一定期間の連続した育児休業を取得させた事業主に支給するもので、以下に当てはまる事業主に支給します。

○男性が育児休業を取得しやすい職場風土づくりのために、男性育児取得（1人目）前に次のような取組のうちいずれかの実施が必要です。

- ・男性労働者に対する育児休業制度の利用促進のための資料等の周知
- ・子が生まれた男性労働者への管理職による育休取得勧奨
- ・男性育休取得についての管理職向けの研修の実施

○男性が子の出生後8週間以内に開始する連続14日以上(中小企業は連続5日以上)の育児休業を取得すること

	中小企業	中小企業以外
取組・育休1人目	57万円	28.5万円
育休2人目以降	14.25万円	

2. 介護離職防止支援コース

仕事と介護の両立に関する職場環境整備の取組を行い、介護休業の取得・職場復帰または働きながら介護を行うための勤務制限制度の利用を円滑にするための取組を行った事業主に支給します。

○職場環境整備の取組

厚生労働省が指定する様式を使用して、以下①～④の全ての取組を行うこと。

- ① 従業員の仕事と介護の両立に関する実態把握（社内アンケートの実施）
- ② 制度設計・見直し（平成29年改正後の育児・介護休業法に基づく介護関係制度の導入）
- ③ 介護に直面する前の従業員への支援（人事労務担当者等による研修の実施及び介護関係制度の周知）
- ④ 介護に直面した従業員への支援（相談窓口の設置及び周知）

○介護休業・介護制度の利用

それぞれ、以下①～⑤または①～④を実施すること。

<介護休業>

- ① 対象者が上司等と面談を実施した上で、介護支援プランを作成
- ② 介護支援プランに基づいて、介護休業の開始日前日までに業務の引継ぎ等を実施
- ③ 対象者が介護休業を1か月以上（分割取得時は合計30日以上）取得し、原則として原職等に復帰
- ④ 介護休業終了後1か月以内に、上司等とのフォロー面談を実施
- ⑤ 介護休業終了後に、対象者を雇用保険の被保険者として1か月以上継続雇用

<介護制度>

- ① 対象者の制度利用開始前日までに、上司等と面談を実施した上で、介護支援プランを作成
- ② 介護支援プランに基づいて、対象者の制度利用中の業務体制の検討を実施
- ③ 対象者が次のいずれかの勤務制度を3か月以上（分割利用時は合計90日以上）利用
「所定外労働の制限制度」「時差出勤制度」「深夜業の制限制度」「短時間勤務制度」
- ④ 制度利用期間（3か月または90日）終了から1か月以内に、上司等とのフォロー面談を実施

	中小企業	中小企業以外
介護休業の利用	57万円	38万円
介護制度の利用	28.5万円	19万円